

葛尾村に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号30）に和解案の理由（財物損害の価値減少率について）が示されている。）。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成26年3月25日付けの被申立人答弁書記載の申立人らと被申立人との間に争いが無い別紙記載の損害項目について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金423万6931円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年5月26日

（仲介委員 二瓶茂）

（別紙）

申立人X1ほか1名について 平成〇〇年（東）第〇号（〇〇）事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			

一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）			
精神的損害（滞在者慰謝料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害		4,236,931 円	宅地（別紙2）
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額（①）		4,236,931 円	

未精算の仮払補償金（②）			
支払額（①－②）		4,236,931 円	

（別紙2 物件目録省略）

葛尾村に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書（掲載番号30）に和解案の理由（財物損害の価値減少率について）が示されている。）。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金4322万5998円の支払い義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、早期一部和解金として金423万6931円を支払済みであることを確認する。

この既払金423万6931円について、第2項記載の和解金4322万5998円と精算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月29日

(仲介委員 二瓶茂)

別紙

事件番号 H00-O(00世帯)
申立人 X1外1名

損害項目	内訳	金額	備考
土地	宅地	6,355,394	
建物	建物本体	26,358,203	
	構築物・庭木	5,559,487	
家財		5,950,000	本賠償既払金 4,450,000 円。
高額設備	トイレ及び合併浄 化槽	1,000,000	
	井戸(甲00)	243,000	
	井戸(甲00)	400,000	
農機具等		550,904	
①小計		46,416,988	
②本賠償既払金		4,450,000	
③損害額小計	①-②	41,966,988	
④弁護士費用	③×3%	1,259,010	
⑤和解金額	③+④	43,225,998	
⑥未精算仮払補償金		0	
⑦早期一部和解金額		4,236,931	

支払額	⑤-(⑥+⑦)	38,989,067	
-----	---------	------------	--

(別紙 宅地、建物、構築物・庭木、農機具等 省略)